|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　事　業 | | 事業実施  主　　体 | 補助対象経費\*1 | 補助率 | 限度額 | 重要な変更 |
| 名称 | 内　　容 |
| 自然環境創造支援事業 | (1)ビオトープ保全・再生支援事業  (2)休耕田を利用した植物、貝類等による水質浄化  (3)ヨシの植栽  (4)貝類、稚魚等の放流  (5)木炭を利用した水質浄化 | 町内に活動拠点をおく自治会、環境保全団体等 | (1)各種資材費  (2)建設機械等借上料  (3)オペレーター等の専門的技術を要する作業に係る賃金  (4)指導者謝金、先進事例地調査費、用地借上料、簡易設計費（ただし、(4)の経費の合計額は、補助対象経費総額の２割以内とする。）  (5)その他町長が特に必要と認める経費 | 10／10 | 事業実施主体が実施する環境立県に資する事業  １地区当たり500千円 | (1)事業実施場所の変更  (2)間接補助金の２割を超える減額  (3)補助対象経費の総額の２割を超える変更  (4)補助対象経費の費目間の２割を越える流用 |